

## 第7回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和3年1月5日(火)午後2時30分より、第7回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

#### (出席委員)

|           |            |           |           |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1番 北浦 莊平  | 2番 多田 岳史   | 3番 徳田 明子  | 4番 中林 和夫  |
| 5番 山崎 省吾  | 6番 井内 英樹   | 7番 多羅尾 英樹 | 8番 中西 秀友  |
| 9番 辻 四一郎  | 10番 吉田 利一  | 11番 今村 正喜 | 12番 小島 佳剛 |
| 13番 水主 哲寛 | 14番 山本 晃一郎 |           |           |

#### (欠席委員)

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

#### (事務局)

土肥 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

|      |  |
|------|--|
|      | ( 午後 2 時 3 0 分 開会 )  |
| 局 長  | <p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>                         |
| 議 長  | <p>それでは、ただ今から、第 7 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、北浦委員、多田委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中林委員、水主委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>           |
| 局 長  | <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、譲渡人は高齢により耕作が困難となったため、譲受人は新規就農にあたり祖父の農地を借り受けるため、使用借権を設定するものです。</p> <p>本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長  | <p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>   |
| 中林委員 | <p>報告します。去る 1 2 月 2 3 日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の宇治 〇〇 の利用状況につきましては、茶の成木が植わっております。宇治 〇〇 及び 〇〇 の利用状況につきましても茶の木が植わっており、新植された状態でした。</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>以上です。</p>  |
| 議 長  | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>面積要件は大丈夫なんですか。</p>   |
| 局 長  | <p>同経営世帯内での貸借になりますので、下限面積はクリアしています。</p>   |
| 議 長  | <p>経理は分けないとはいけませんよね。</p>  |
| 中林委員 | <p>足りなかったら農地をプラスされるのでしょうか。</p>  |
| 局 長  | <p>補助金の関係でしょうか。続けて別農地でも追加で貸借を考えていると聞いております。</p>   |
| 議 長  | <p>次の予定地も3条許可申請されるんですか。</p>   |
| 局 長  | <p>どういった方法を取られるかは聞いておりません。</p>  |
| 小島委員 | <p>申請は同世帯間ですので、本件に問題はないのではないのでしょうか。</p>   |
| 中西委員 | <p>補助金の関係で貸借するということでしたら、貸人の名義でそのまま置いておいても補助金は下りるんじゃないですか。</p>   |
| 多田委員 | <p>新規就農者のための支援になりますので、名義が貸人のままでは受けられないと思います。</p>  |
| 議 長  | <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>  |
| 議 長  | <p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>なお、本議案の番号1につきましては、関係者がおられますことから、本議案の番号1と番号2に分けて審議いただきます。</p> <p>本議案の番号1につきまして、辻委員は関係者になりますので、ここで一旦退室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">= 辻委員、退室 =</p>  |
| 議 長    | <p>それでは、本議案の番号1について、事務局より説明願います。</p>  |
| 局 長    | <p>それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」の番号1をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 長    | <p>続きまして、水主委員より現地調査の報告をお願いします。</p>  |
| 水主委員   | <p>報告します。去る12月23日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町、及び並びに槇島町、及びの利用状況につきましては、茶畑としてきれいに整備され、適正に管理されておりました。</p> <p>小倉町、及びの利用状況につきましては、現況は田で、稲刈り後の穂は残っていましたが、草刈りが施されており、畦もきれいに管理されておりました。</p> <p>小倉町並びに小倉町及びの利用状況につきましては、茶畑としてきれいに管理されておりました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長    | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案の番号1につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>   |
| 水谷推進委員 | <p>地図番号13の農地で対象になっていない部分があるのは何故ですか。</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 議 長  | 受ける部分と受けない部分で分けておられるのだと思います。  |
| 徳田委員 | 相続開始から 10 か月を超えているようですが大丈夫ですか。  |
| 局 長  | 10 か月の申告期限は超えておりますが、期限内に農業委員会の受付を経て申請を受けるとのことで税務署は了承済みです。   |
| 山本委員 | 納税猶予を受けるためには、分割協議以外も全部 10 か月以内にする必要があるんですか。   |
| 徳田委員 | 通常でしたら 10 か月以内に全部手続きする必要があります。  |
| 議 長  | 本議案に載っている農地は所有農地全てではなく納税猶予を受けるところだけですか。   |
| 局 長  | そうです。   |
| 議 長  | 他にご意見等はございませんか。   |
|      | 異議なしの声  |
| 議 長  | ただ今の異議なしをもって「第 2 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」の番号 1 は、議案のとおり「承認すること」と決しました。  |
|      | = 辻委員、入室 =  |
| 議 長  | 次に、本議案の番号 2 について、事務局より説明願います。   |
| 局 長  | それでは、「第 2 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」の番号 2 をご説明申し上げます。   |
|      | 番号 2 につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。 |
|      | 以上です。   |

|      |  |
|------|--|
| 議 長  | <p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>   |
| 中林委員 | <p>報告します。去る 1 2 月 2 3 日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 2 の伊勢田町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、耕起された状態でした。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議 長  | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案の番号 2 につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>  |
| 議 長  | <p>ただ今の異議なしをもって「第 2 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」の番号 2 は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>  |
| 局 長  | <p>それでは、第 1 号報告から第 3 号報告まで一括してご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、昭和 4 0 年 4 月頃に、先代が農地法に基づく転用届を知らずに駐車場用地として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について」2 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、梱包資材の保管場所として利用されます。</p> <p>番号 2 につきましては、都市計画法第 2 9 条第 1 項の規定による開発許可を受けておられます。</p> <p>以上 2 件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、農地の賃貸借の当事者が農業委員会に対し合意解約の通知を行ったものでございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長   | 事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。  |
| 中林委員 | 第3号報告についてですが、解約した後はどうされるんですか。   |
| 局長   | 解約した後については何も聞いておりません。   |
| 小島委員 | 届出人が複数ありますがこういった形での解約ですか。   |
| 局長   | まず転借人から転貸人へ返還され、転貸人であった借人から貸人へ返還されることで所有者の手元に戻ります。全て解約です。   |
| 山本委員 | 第1号報告についてですが、顛末書が添付されているとのことですが、大分前から駐車場でしたよね。  |
| 局長   | 先述のとおり、顛末書によりますと昭和40年4月頃から駐車場にされていたとのことです。  |
| 議長   | 他にご意見等はございませんか。   |
|      | なしの声  |
| 議長   | ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。  |

(午後3時05分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_